



独立行政法人

国立重度知的障害者総合施設 のぞみの園

VOL.75

令和5(2023)年1月1日発行

# ニュースレター

## 特集 強度行動障害者への支援



### 「ゆかりは古し貫前神社」(群馬県の自然や歴史などを題材とした「上毛かるた」より)

貫前(ぬきさき)神社は、富岡市一之宮にあり正式名称は「一之宮貫前神社」といい、1500年の信仰と神事を伝え継ぐ由緒正しい神社です。全国でも珍しい参道を下る「下り宮」としても有名です。漆塗りの極彩色の本殿は、徳川三代将軍家光公の命により建立され、国の重要文化財に指定されています。また、昭和18年に境内のタブの木(古木)にかえるの形をした大きなサルノコシカケが現れたことから「勝ちかえる」(戦争に勝って帰ってくる)と大変話題になりましたが、現在は「無事かえる」(事故にあわずに無事に帰ってきてほしい)と交通安全守護のご利益があるとされ、二年詣・初詣の際には多くの参拝客で賑わいます。近くには、世界遺産の「富岡製糸場」があります。



上毛かるた「許諾第04-02070号」

～ 共に生きる社会の実現をめざして～

# 新年のごあいさつ

理事長 深代 敬久

新年明けましておめでとうございます。本年もどうぞ宜しくお願い申し上げます。

昨年の年頭のご挨拶で「コロナ禍が過去の言葉となることを願うとともに……」と記させていただきましたが、新型コロナウイルスは変異して勢いを増し、ピークとなった8月19日には新規感染者数が1日で26万人余を数えることとなりました。その後しばらく減少が続きましたが、11月後半からまた増加傾向となり、新たな感染の波が懸念される状況になりました。のぞみの園においても7月に初めて入所利用者の感染が確認され、以後これまでに複数のクラスターが発生してしまいました。入所利用者の皆様の感染防止を最重点に取り組んでまいりましたが、その難しさを痛感したところです。引き続き感染防止に努めるとともに、感染が確認された場合には、その拡大を最小限とできるよう対策を徹底したいと考えております。

さて、のぞみの園は今年4月から、第5期中期目標期間を迎えることとなります。のぞみの園法に定める「施設の設置、運営」「調査、研究、情報提供」「養成、研修」「援助、助言」等の業務に関し、国から示される新たな目標の実現に向け取り組みを進めることとなります。この中で、ニュースレターは、今後とも重要な情報提供の手段の一つであると考えており、引き続き皆様に役立つ誌面作りに努めてまいりますので、是非、ご意見、ご要望、ご感想などお寄せいただきますようお願い申し上げます。

結びに、本年が皆様にとって実り多い1年となりますことを祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

## CONTENTS

### 【特集】

#### 強度行動障害者への支援

- 強度行動障害者支援の地域支援体制の整備に関する最近の動き …… 3
- 強度行動障害のある方たちのグループホームでの受け入れと地域で支えることの大切さ …… 4
- 教育における強度行動障害支援の動向 …… 6
- 群馬県教育委員会が実施する強度行動障害支援に関する研究への参加について …… 8
- 有期限入所者への支援の現状 …… 10
- 強度行動障害者支援のための指導的人材養成プログラムの開発および地域支援体制の構築のための研究 …… 14

### 【養成・研修】

- セミナー報告：障害者の福祉的就労と日中活動サービスの支援のあり方について—個別支援の充実と社会参加を目指して2022— …… 16

### 【実践レポート】

- 自閉スペクトラム症のやせ状態からの体格改善に関する研究  
～強度行動障害を有する障害者支援施設入所者を対象に～ …… 18

### 【調査・研究】

- 強度行動障害のある方の「異食事故」の対応に関する研究 …… 20
- 認知症又は疑いのある知的障害者の早期発見と支援  
—DSQIID・知的障害者用認知症ケアプログラムの社会実装に向けた取り組み— …… 22

### 【臨床の現場から】

- 『信頼関係』の仕組み …… 24

### 【共に生きる】

- 伝えたい気持ちと理解する心 …… 26

## 強度行動障害者支援の 地域支援体制の整備に関する最近の動き

研究部長 日詰 正文

「強度行動障害」は、本人にとっても周囲にとっても不安でつらい状況です。そして、支援者の誰もが、一人の力で乗り越えていくことは難しい課題です。本人や家族を支えるためには、関わる行政、福祉、医療、教育などの領域が実態把握を進めるとともに、人材育成や役割分担などを行い、継続的に取り組むチームづくりが必要となっています。本稿では、最近の関連する調査・研究や検討会の状況を紹介します。

### I. 全国の実態調査

令和3年度障害者総合福祉推進事業「強度行動障害児者の実態把握等に関する調査」(PwCコンサルティング)では、①障害福祉サービスの利用を申請した人のうち、強度行動障害者の数(割合)は認定調査の行動関連項目24点(点数が高い方が多くの支援を必要としている)中10点以上の人15%、20点以上の人1.2%と推計されています。また、②強度行動障害の状態があっても、様々な理由で障害福祉サービスを利用していない人は1市区町村あたり0.5人、何らかのサービスを利用していない希望通りではない人は1市区町村あたり2.98人と推計されています。

行動関連項目の点数が低くても、家族や支援者が対応を難しいと感じる場合があること、強度行動障害者の状況を把握している市区町村はまだ限られていることなど、今後も調査の方法については検討すべき点はありますが、強度行動障害者に関する初めての全国的調査として、この調査は重要です。

### II. チームづくり等の研究

令和3年度障害者総合福祉推進事業「強度行動障害者支援に関する中核的な人材の養成に関する研究」(全日本自閉症支援者協会)や令和2～3年度厚生労働科学研究「強度行動障害者支援に関する効果的な情報収集と関係者による情報共有、支援効果の評価方法の開発のための研究」(国立のぞみの園日詰班)では、障害福祉サービス事業所の現場で適切な対応を行うための人材育成(OJT、コンサルテーション)や事業所を越えた連携(迅速な記録共有や対応相談)

を進め、個々の対象者のアセスメント～対応～検証～再アセスメント～修正対応…といった支援のPDCAを続ける仕組みの開発を行い、本特集で岡田研究員、内山研究係が紹介する今年度の研究に続いています。

並行して、令和3年度厚生労働科学研究「障害特性に対応した住居の構造等の類型化のための研究」(東京大学松田班)では物理的な環境整備を行う上での工夫やコスト、令和4年度厚生労働科学研究「入院中の強度行動障害者への支援・介入の専門プログラムの整備と地域移行に資する研究」(肥前精神医療センター會田班)では、医療機関における対応や医療と障害の連携に関するデータ収集も行われています。

### III. 検討会への参画

令和4年10月から、厚生労働省では「強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会」を開催し、上記の調査・研究の成果等を踏まえた対応策の検討が行われ、令和5年3月に報告書がまとめられる予定となっています。

検討会の名称にある「地域支援」とは、強度行動障害の状態にある人が、身近な“地域”にあるグループホームや障害者支援施設、在宅などで、必要な時期に必要な支援を受けられるとともに、周囲の家族や支援者が“地域”の応援を得て孤立しないようになる、という願いが込められているのだと感じます。この願いがしっかり形になるよう、国立のぞみの園としても検討会に積極的に参画し、必要な取り組みを行ってまいりたいと思います。

## 強度行動障害のある方たちのグループホームでの受け入れと地域で支えることの大切さ

社会福祉法人はる 理事長 福島 龍三郎

### I. はじめに

「私たちの願いは 障害のある人たちが 一人ひとりのかけがえのない人生の主人公として 生涯を通して 幸せに暮らしてもらうことです」

これは私たち社会福祉法人はる（以下「はる」という。）の理念の一文です。はるは平成14年に小規模作業所として開設しました。それから障害のある方たちが住み慣れた地域で暮らし続けることができることを目指してグループホーム、居宅介護、短期入所、放課後等デイサービス、相談支援などの事業を行ってきました。また、障害のある方たちの生活の豊かさにつながるアート活動の普及にも取り組んでいます。

### II. 強度行動障害のある方のグループホームでの受け入れ

障害福祉を取り巻く環境はこの20年で大きく進展し、今では身近に障害のある方たちが仕事をしたり、外出をしたり、暮らしたりする姿を目にすることが当たり前になりました。しかし、この障害福祉の進展に取り残されたように、強度行動障害のある方たちやご家族の生活は厳しいままだったように思います。

私たちがこれまで関わってきた方たちの中にも、難しい

行動が表出したことにより、それまでの生活が厳しくなった方たちがいました。当時は、ご家族の疲弊が高まっていく様子を目の当たりにして、どうやったらその方たちの生活を支えていくことができるか私たちも思い悩んでいました。

そのような中、強度行動障害支援者養成研修（以下「強行研修」という。）がはじまり、全国の先駆的な法人の取り組みを学ばせていただく機会を通して、はるとしてその方たちを受け入れるグループホームを設立することを決めました。私たちの規模や経験値からすると非常に大きな決断でしたが、その時は何とかしなければいけないという気持ちが強く、研修や実習、スタッフの補充や異動などを2年ほどかけて行い、平成29年に強度行動障害のある方たちを対象としたグループホームを開設しました。

### III. 私たちの経験

厳しい状況にいるご本人やご家族を何とか支えたいと意気込んでグループホームを開設しましたが、実際に支援を始めると私たちが想像していた以上に大変さの連続でした。

入居前にアセスメントに基づいてお一人おひとりの支援を組み立てましたが、時間を経るごとに様々な行動が表出してきました。スタッフも何とか支えようとするものの、一部の入居者の方たちの行動がエスカレートしていくとスタッフの疲弊の度合いがどんどん強くなっていきました。段々と目の前の対応をすることで精いっぱいになってしまい、いつの間にか情報の共有や支援の振り返りも難しくなっていく悪循環となってしまいました。

それでも、スタッフの補充などいろいろな取り組みをしながら立て直しを図り、少しずつ支援現場に余裕が出てきた時期もありました。しかし、新型コロナウイルス感染症の流行により通所先がイレギュラーに閉所になったり、ス



スタッフが休まざるをえないことが続き、入居者の方たちの状態がふたたび難しくなり、スタッフが他害を受けて大ケガをしたり、利用者のパニックに対応するために休みのスタッフも不規則に出て来ざるをえないなど、あらためて支援現場は厳しくなっていました。そのような状況の中で、開設からの4年間でお二人の入居者の方に退居していただく判断をせざるをえませんでした。

そして、私たちは二人目の退居を決断せざるをえない時に、初めて地域の基幹相談支援センターにグループホームの実情を相談しました。私たちの話を聞いてくれた相談支援専門員はこの状況を重く受け止めて、すぐにその方の移行に向けて動いていただきました。相談支援専門員の呼びかけのもと、地域の医療機関、専門的なスキルのある通所先、入所施設、計画相談、行政の方々が集まり、緊急の入院から入所施設へ移行ができるように、それらの機関が協力しながら取り組むことになりました。その方は現在もまだ入院中ですが、医療機関の主催で移行に向けた支援会議が開催されるなど、移行に向けた連携が続いています。また、入院中にも本人の楽しみが確保できるように、グループホームにいる時と同じように、私たちが行動援護での外出を継続させていただいています。

これまでの経験を踏まえて、私たちは一つの事業所だけで頑張っても限界があることをあらためて実感しました。そして、地域に連携できる機関があり、調整してもらえる機能があることのありがたさを身に染みて感じました。

これから強度行動障害のある方たちを支えていくためには、地域に強度行動障害のある方たちに関わる様々な機関があり、協力しながら支えていく仕組みを作っていくことが欠かせないと強く思っています。

#### IV. 地域で強度行動障害のある方を支えていくために

佐賀県では、強度行動障害のある人たちを地域で支えていく仕組みを作るために、いくつかの取り組みが進んでいます。

まずは各地で取り組まれている強行研修です。佐賀県社会福祉士会が主催する強行研修では、県内の経験とスキルのある支援者が講師やファシリテーターを務めています



が、研修の準備をする過程でそれらの支援者が情報交換をしたり、今後の研修体制を議論することで、自然と今後の体制作りのコアメンバーが形成されてきています。また、強行研修の実践報告に県内の様々な事業所から参画してもらうことで関係者のネットワークも広がっています。

そして、肥前精神医療センターの先生の呼びかけで「佐賀CB(Challenging Behavior)支援ネット(以下「CBネット」という。)」という自主勉強会も立ち上がりました。CBネットでは年間を通して研修会や事例検討会を実施していますが、CBネットの特徴は福祉、医療、教育の多職種の方たちが参加し、運営も協力しながら行っているところです。このCBネットは、これから県内の研修体系を築いていく上で大切な役割を果たしていくものと思います。

これらの民間の取り組みに呼応するように、佐賀県でも強度行動障害支援に力を入れ始めました。まずは、発達障害者支援地域協議会のなかに強度行動障害支援部会が立ち上がり、支援者間の情報共有・連携強化の場が公式に設置されました。その中で、強度行動障害支援者フォローアップ研修のカリキュラムの検討も始まっています。また、学校関係者との連携を深めるために福祉と教育が共通の研修を受けることができる仕組み作りが検討されています。

それぞれの現場において実践や連携を積み重ねていくことと併せて、関係者が協力しながら強度行動障害支援の仕組み作りを進めていくことにより、これから地域で強度行動障害のある方たちを支えていくための環境が整っていくのではないかと思います。

## 教育における強度行動障害支援の動向

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 主任研究員 眞部 信吾

## I. はじめに

障害のある子供の教育は、子供一人ひとりの障害の特性に応じて、教育的ニーズを踏まえた指導・支援を行うことをとおして、子供たちの成長を支えることを大事にしています。しかしながら、集団での教育活動や様々な行事活動等が多い学校生活において、自閉症のある子供や知的障害のある子供の中には、“生活の見通しがもちづらい”“発達初期に獲得する触覚や前庭覚などの感覚遊びに固執してしまう”“感覚の過敏さなどがあり活動に参加できない”等といった様々な理由から、集団生活に難しさが生じたり、思いを適切に伝える手段や方法等を獲得していないために他者との関係を築くことが難しかったり、強度行動障害とまでいかないまでも、少なからず行動問題として表出せざるをえない子供がいます。そして、彼らを担当する教師も、その行動問題への対応や指導・支援の具体的方策等について悩むことが多く、特別支援教育の課題の一つとなっています。

## II. 教育の動向

教育における強度行動障害支援に関しては、令和3年1月「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告」（文部科学省）において、「強度行動障害」という文言を用いて、福祉と教育との連携について次のように示されました。

「強度行動障害のある子供（略）など、手厚い指導や支援を必要とする者に対する障害の状態等を踏まえた指導体制の在り方について、検討を進める必要がある。その際、教職員が必要な指導を行えるよう、研修の機会の充実などに努めることも重要である。」

「強度行動障害のある児童生徒に対して適切に対応することができるよう、教育と福祉が連携して、（略）強度行動障害支援者養成研修等の専門的な研修を、特別支援学校の教師等が障害福祉サービス事業所職員とともに受講する機会を設けたりすることが期待される。」

特別支援教育においては、幼少期から学齢期、進学先までの切れ目ない教育支援体制の充実を図ることを目指していることから、福祉分野で課題となっている強度行動障害支援について、福祉と教育との連携をより一層重視することとして示されたものと考えられます。

これらの様々な背景により、昨今では、表出される行動問題に対して、その子供を担当する教師を中心に、自閉症の特性の理解の進め方や、ABA（Applied Behavior Analysis：応用行動分析）に基づく支援方法についての研修が主体的に行われる機会も増えており、教育の現場で「強度行動障害」という言葉も聞かれるようになるなど、その意識は高まっているように感じます。しかしながら、ABC分析を基に行動の背景や意味を把握していく機能分析や、障害の特性に応じた環境調整を含めた支援の具体的な計画立案等については、その過程で外部専門家等の助言を必要とすることが多く、教師の自閉症教育に係る専門性を高めることが課題となっています。その点からも、現在、国立のぞみの園で実施されている「強度行動障害支援者養成研修」などの体系化された研修を教師が受講することは、専門性の向上につながるものと考え、今後の福祉と教育の更なる連携に期待しています。

## III. 教育と福祉の連携

さて、教育と福祉との連携については、平成30年3月「家庭・教育・福祉の連携『トライアングル』プロジェクト報告」（厚生労働省、文部科学省）の中で、家庭と障害児通所支援事業所と学校との情報共有や連携強化について示されています。特に学齢期では放課後等デイサービス等との連携を、卒後を見据えては障害福祉サービス事業所等との連携を求められます。支援困難なケースの場合は、保護者支援の観点も踏まえて、子供本人と保護者を中心において、関係する全ての支援者で、互いの役割を確認し支援の方向性を共有することも必要となります。では、そのような連携をどのように進めていけばよいのでしょうか。ここで、特別支援学校高等部から生活介護事業所へ支援をつないだ事例

から考えてみたいと思います。

重度知的障害で自閉症のケイ君（仮名）は、対人関係において強い不安感を持ち、自傷、他害、器物破損等が多々生じていました。特に新たな環境で新しい支援者との関係を形成する際にはかなりの慎重を要し、進路支援が大きな課題となっていました。ケイ君が高等部3年生の6月から3月の期間で、生活介護事業所の継続的な利用（現場実習等）を積み重ねる中で、サービス管理責任者や事業所担当者との内容について情報を共有していきました。

- ・本人の具体的な様子、関わり方のポイント
- ・学校で経験した活動、得意な活動、好きな活動
- ・困ったことの共有
- ・事業所でできることの共有

教育から福祉への引き継ぎの場では、教育分野で作成する個別の教育支援計画等を基に情報共有をすることがほとんどです。しかし、行動問題があり対応が困難な場合は、個別の教育支援計画等の記載内容だけでは見えない、本人の具体的な様子（いつ、どのような状況で等）とその関わり方、言葉かけのタイミング、距離感などについて、より実際の支援を想定して共有することが特に重要となります。ケイ君の場合は、関係の形成に難しさがあったため、まずは本人と学校担任と事業所担当者との3人が同じ空間で過ごすことから始め、好きな活動をとおして本人と事業所担当者とのアイコンタクトや要求行動が増えるなど少しずつ関係を築いていきました。結果、ケイ君の担任がコンサルタントとなる形で支援をつなぎ、その他にも、担任と事業所担当者との間で困ったことの共有や、この事業所でできること、難しいことの共有を行いながら、支援者同士の関係性も築かれていきました。

この事例における連携のポイントは、各分野で作成されている各種計画の活用の仕方だったと考えます。それぞれに記載されている支援目標、支援内容を確認するだけでなく、互いの状況や本人の実態把握を共有し、より深い本人理解と互いの立場の役割の認識が、良い連携につながる一つのポイントと言えます。

## IV. 強度行動障害支援における教育の役割

強度行動障害支援での教育の役割として求められる「予

防的な支援」について考えます。

学校というチーム全体で行動問題への予防的な支援を行うためには、自閉症教育の適切な理解が必要です。そして、予防的な支援を行う大前提として共通理解すべきことは、「強度行動障害は障害名ではなく、特別に配慮された支援が必要となっている状態である」ということです。行動問題は、子供一人ひとりの自閉症の障害特性から生じる困難さと、場面や活動の分かりにくさ、不適切な関わり等の本人を取り巻く環境との相互作用によって生じることを、教師一人ひとりが理解することから適切な自閉症教育が行えるようになると考えます。

現在、筆者の個人研究において、特別支援学校の校内研修等で活用できるよう研修プログラムを構成し、研修を試験的に実施しています。図1で示すように、子供一人ひとりの障害の特性に応じて、理解しやすい環境の調整、身近な人との関係を形成しながら、思いを主体的に表出できるコミュニケーションの指導・支援を展開し、より良い人間関係を形成する体験を増やすことで、心理的な安定や主体的な社会参加につながる、そのような実践が広がることを期待しています。

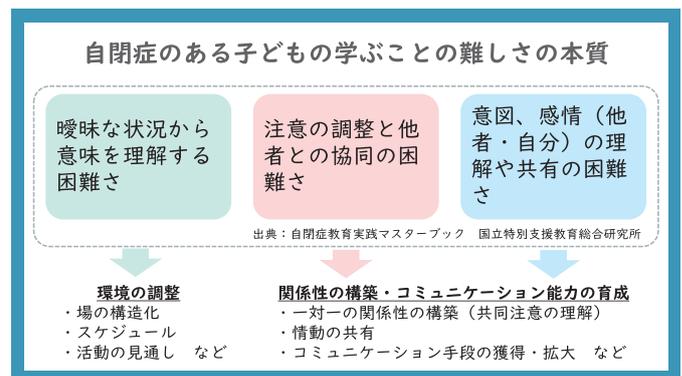


図1 自閉症教育研修スライド資料一部抜粋（真部、2022）

## V. さいごに

今後も国立特別支援教育総合研究所として、教育分野において、自閉症教育の適切な理解を図る取組を行い、強度行動障害支援に係る教育の役割の一つとして担っていきたいと考えます。

## 群馬県教育委員会が実施する 強度行動障害支援に関する研究への参加について

研究部研究課研究係 内山 聡至

国立のそみの園（以下「当法人」という。）では、令和4年度より群馬県教育委員会特別支援教育課が実施している強度行動障害支援に関する研究に参加しています。研究の主な取り組みは、①特別支援学校の教員を対象とした、強度行動障害に関する知識・技術等についての研修会の開催、②教育現場での強度行動障害支援のモデルを示すため、群馬県立しらがね特別支援学校をモデル校とした事例検討、の2つです。本稿では、当法人の研究参加の経緯と研究の詳細、研究における当法人の役割についてご紹介します。

### I. 研究参加の経緯

群馬県教育委員会特別支援教育課に、保護者・教員より、強度行動障害への対応に困っていることや適切な対応方法について課題があること等の相談が寄せられていたとのことで、当法人に強度行動障害支援の専門性の向上や教員の疲弊を改善するための方法等について相談がありました。

当法人としても、強度行動障害に関する研究や強度行動障害支援者養成研修（以下「強行研修」という。）の講師やファシリテーター、参加者から、地域の中で多分野の関係者がチームを組んで支え合うことや強度行動障害が生じないよう予防的な視点から教育機関と連携することなどの必要性について意見が出ていたため、研究に参加することとしました。

### II. 研修会について

研修会は、県内の特別支援学校の教員を対象に、群馬県教育委員会特別支援教育課の主催で、令和4年度に2回予定されています。1回目は8月に集合形式とオンライン形式のハイブリットによって開催されました。当法人職員が講師となり、強度行動障害に関する基礎的な知識に関する講義とグループワークを実施しました。講義は、強行研修の内容をベースに、PDCAサイクルを意識した構成としました。グループワークでは、集合形式の研修に参加された方を対象に、強度行動障害支援の教育現場での現状を共有しました。

以下、研修受講者の感想を抜粋してご紹介します。

- ・強度行動障害は環境によって大きく現れることは知りませんでした。家庭、学校、施設等の対応が、子どもたちの将来に大きく影響するので、関係者と情報交換をして同じ対応をしていくことが必要だと思いました。
- ・思い当たる生徒がいるので、とても勉強になりました。学校では色々な授業が用意されていて、なかなか毎日同じ流れで活動させることが難しいので、その中でも本人が見通しをもって安心して活動に取り組めるように支援していきたいと思いました。
- ・中学部、高等部の先生方と交流することにより、深刻な状況にあると感じました。何気ない会話の中で情報を交換したり、相談したりできる孤立しない支援体制の構築が必要不可欠だと思いました。
- ・グループワークで、指導の実際や困難等をお聴きして、自分だけではないと、勇気をもらえました。
- ・県が主催する強度行動障害の研修会をずっと待っていました。公的研修で、今回のような充実した内容の研修会を開催していただくことで、強度行動障害に対する理解が大きく進むと思いました。強度行動障害の状態にある児童生徒への指導支援は、学校運営上も大きな課題だと考えています。知識を学ぶ場がある、情報を共有する場がある、相談できる場があるということの有り難さを強く感じました。

福祉分野では、強行研修の企画運営を通して、地域での人材育成の仕組みや強度行動障害支援を考える仲間づくり等が進んでいますが、同じように教育分野においても、強度行動障害への支援を考える場や仲間づくりの場が必要であると、これらの交流の中で感じました。

### Ⅲ. 事例検討について

事例検討は、強行研修で示されているPDCAサイクルに沿った支援をベースにし、情報収集・分析のためのパッケージツールとして、日本語版Vineland-II適応行動尺度（以下「Vineland-II」という。）とICF（国際生活機能分類）を使用しています（図1）。



図1 事例検討の流れ

Vineland-IIは、世界的に最もよく使われている適応行動の標準化された尺度で、対象者の現在の生活における適応状況（どのような行動が見られているのか等）について、対象者をよく知っている人に聞き取りを行います。

また、ICFは、WHO（世界保健機関）がまとめた国際的な分類で、機能障害だけではなく環境要因も含めた対象者の全体像の把握や医療、福祉、教育等分野を超えた共通言語として活用することができます。

これらのツールによって把握・整理した情報を基に、チーム（今回は同じクラスの教員・学部主事・当法人職員）で、行動障害が生じている背景要因の仮説をたて、支援の立案・実施し、記録を取りながら、支援の効果の有無を確認・評価し、必要に応じて支援計画を修正していきます。

現在は、当法人職員が月1回のペースで群馬県立しろが

ね特別支援学校を訪問し、2名の事例検討を行っています。2名の行動障害の状態について、介入前に行動関連項目で確認してみたところ、両名とも得点は10点でした。多動や不安定、突発的な行動が強く、学校生活を送る上での難しさが所々見られています。

また、Vineland-IIの結果から、コミュニケーション領域における課題があり、問題行動が起きるのではないかと考えられました。担当教員からは、「確かに言語での表現に課題が見られる」という意見があり、どのような場面で見られるか、対応方法はどのようにすればよいか等検討を行いました。

さらに、ICFを整理する中では、感覚への過敏性（心身機能）と教室空間の構造（環境要因）の関係により、集団学習への参加が難しい（活動と参加）といった点を把握することができました。このように支援や対象者の状況を聞きながら、対象者の理解を深め、対応を一緒に検討しています。

今後は、ICT（チャットやWEB会議システム等）を活用して、月1回の訪問までの間に相談したいことがあった場合にすぐに相談できる体制も整えていきたいと考えています。

### Ⅳ. 今後の展望

近年、各地域で強行研修を企画運営している福祉分野の支援者より、教員から強行研修の申込みがあることをうかがっています。令和3年1月にまとめられた「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告」（文部科学省）にも、教育と福祉の切れ目のない連携のための方策として、強度行動障害支援の専門性向上のため、福祉事業所を主な受講対象としてきた強行研修等を教員も一緒に受講することが例示されています。同じ研修を受講することで支援の共通言語ができ、連携が取りやすくなるのではないかと考えられます。

今回の研究を通し、教育現場において、強度行動障害の状態にある児童生徒に対応する教員が限られているという声も聞かれています。一部の教員に負担がかかりすぎないよう、多くの人と支援の現状や支援方法を共有し、助けを求められる仲間づくり、環境づくりをするためにはどのような工夫が必要なのか、引き続き一緒に検討したいと考えています。

## 有期限入所者への支援の現状

生活支援部特別支援課かわせみ寮 主任生活支援員 宇野 明夫

### I. はじめに

昨今、著しい行動障害を有する人や精神科病院に社会的入院をしている知的障害者に対する適切な支援が課題となっていますが、国立のそみの園（以下「当法人」という。）においては平成22年3月より有期限で上記の状態像を示す利用者を受け入れています。令和2年4月から特別支援課を設置し、かわせみ寮（第1、第2）、つぐみ寮を男性寮、あじさい寮を女性寮として4か寮体制で支援を実施しています。

本稿では、障害者支援施設における強度行動障害者の受け入れとしてSさんの事例をご紹介します。なお、今回事例を紹介するにあたり、写真の使用も含めご家族の了承を得たことを申し添えます。

### II. 支援の枠組み（4つの類型化）

著しい行動障害を有する利用者の支援を行うにあたっては、急性期の支援から緩和期の支援まで必要となることから、支援の枠組みを類型化し、関係者間で共通理解を持ち

支援にあたることが重要となります。このため当法人では、有期限利用者が入所してから退所（地域移行）するに至るまでの支援の段階や目指す方向性の基準について系統的となるよう、4つのstageに類型化しています（図1）。現在の利用者に必要な支援内容を確認できるとともに、支援目標が明確になり、具体的な支援も組み立てやすくなります。

### III. Sさんのプロフィール・生活歴

20代男性

診断名：知的障害・ASD・てんかん

家族構成：両親（同居）・兄（別居）

問題行動：自傷行為、他害行為・器物破損行為・破衣行為・  
摘便（弄便）行為・不潔行為（陰部に壁につける等）

保育園では加配職員がつきましたが、行方不明になったり癇癪を起したりと他園児と一緒に過ごすことはできませんでした。特別支援学校小学部時代は、自分の思いが伝わらないと掴みかかる、服を破く、噛みつく等の行為があり、

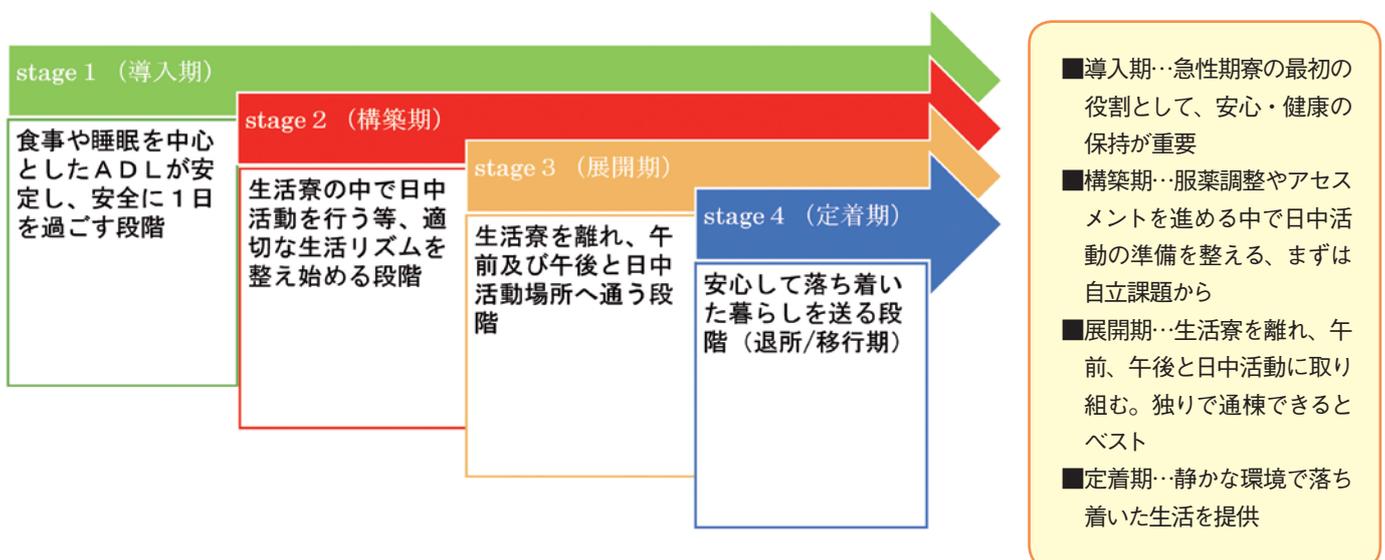


図1 有期限利用者に対する支援の枠組み

中学部時代では昼夜逆転し、深夜、ドライブに数時間連れ出すことがほぼ毎日続いていました。高等部に入ると、遅刻、欠席が多くなり（1年次はほぼ欠席）、ルーチン（天候を問わず散歩を要求する、昼食が終了せずに下校時間でも給食を食べている）が優先され、周囲からの促しにも応じることはありませんでした。起床から登校までの間にもルーチン（洗濯物を畳み直す、ゴミ袋を全て破くなど）があり、登校するまでに4時間もの時間を要していました。

高等部卒業後、自宅では電化製品の破壊行為が頻回となり、父親以外は対応できない状況となりました。生活介護事業所に通所していましたが、他者への嘔みつき行為が多く対応が困難となったため、10か月間、服薬調整のため医療保護入院しました。退院後は在宅生活に戻り、週1回行動援護を利用し外出していました。

22歳時、右腕にできた傷を執拗にいじる行為から、傷が徐々に広がり始めたため、皮膚治療を目的として精神科に医療保護入院し、身体拘束の実施により治療を受けました。傷は治癒し、翌年に退院しましたが、左手背部にできた傷と治癒した右腕をいじり悪化したため、再度医療保護入院を行い、身体拘束の実施により治療を受けました。

#### IV. 当法人入所前の状況

母親への他害行為があるため、自宅は自室とトイレ以外は施錠し、壁紙は全て剥がしてしまうことから、板張りにリフォームしていました。衣類は着てはすぐに破き、破いた衣類の一部を体に巻いている状態であり、ほぼ全裸で過ごしていました。週1回の行動援護は自宅から出ることができず、利用できない週も度々ありました。左手背部の傷を常に触り、吸いつき、嘔む行為があるため、傷は完治することがありませんでした。

#### V. 支援の経過

かわせみ寮第1は、急性期エリアと緩和期エリアを設けており、Sさんは他害行為が頻回にあることから他者との空間の共有は困難と考え、急性期エリアを一人で使用する環境で支援を開始しました。

#### ①入所当初～3か月（stage 1）

衣服を破く行為は入所初日より見られました。器物の破壊行為に関しては、安全に生活を送れるよう必要最低限の物だけを配置している環境のため、大きな破壊行為は見られませんでした。自立課題のプラスチック部分を噛んで壊してしまうことがありました。

また、見通しの持てる生活を送れるよう居室内にスケジュールボードの提示を行いました。スケジュールは1日分を提示し、カードはイラストや写真を用いてラミネートした物を提供しましたが、2週間経過後よりカードを噛み破く行為が見られるようになりました。睡眠は安定していましたが、食事は本人のなかでのルーチン（皿をなめる、テーブルに足をのせるなど）があり、食べ始めるまでに時間がかかることから、1時間以上（夕食は2時間以上）の時間を必要としていました。

余暇時間は、選択シートから自分で選択した音楽CDを自室で聴いて過ごしていました。入所前は行えない日も多かった入浴は、何をするのか明確にするためにワークシステム（写真1・2）を使用することでスムーズに入浴することができました。



写真1・2 浴室で使用しているワークシステム

#### ②入所3か月～6か月（stage 2）

急性期エリアでの単独生活も、日中活動を中心に生活リズムも安定してきたため、他利用者と生活場면을共有して生活できるのか検証するために、入所4か月頃より共有スペースでの生活を開始しました。居室変更に伴い、食堂も共同で使用することにしました。食堂の座席はパーテーションで本人専用の空間（写真3・4）を区切ることで境

界を明確化し周囲の刺激を遮断しつつ、その場で食事が完結するように終了ボックスを配置することで、2時間以上かかっていた食事が30分で終了できるようになりました。他利用者に対して干渉することはなく、他害行為は一度もなく落ち着いた生活を送ることができました。

スケジュールボードは引き続き使用していましたが破壊



写真3・4 パーテーションを使用した食食用空間

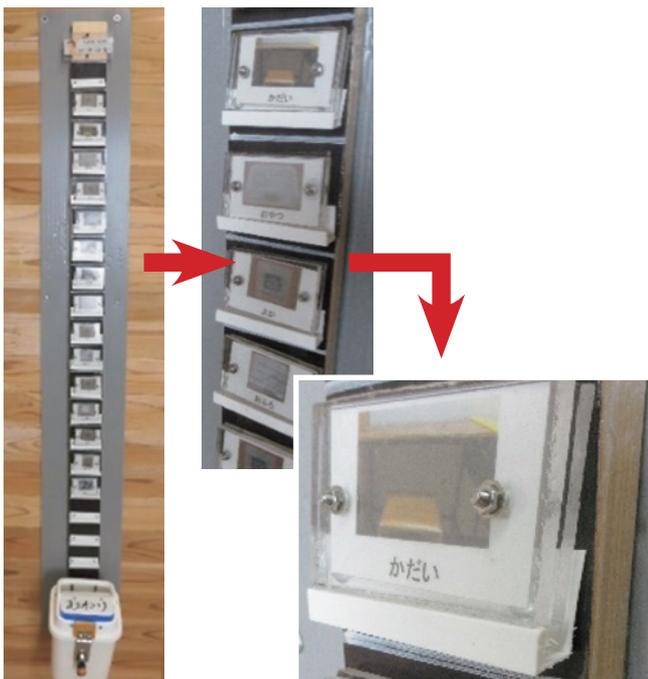


写真5・6・7  
スケジュールカードをアクリル板で挟んで固定

行為があり、常時居室に提示することが難しい状況でした。しかし、スケジュールは本人の物であり、そして見通しを持つ大切なツールであることから、常時提示できるようカードは本人が使用する写真をアクリル板にカードを挟むなど工夫を重ねることで、居室内に提示できるようになりました（写真5・6・7）。

入所以降、健康的な生活を送ることができていましたが、左手背部を噛むなどの自傷行為から雑菌が入ったことで、発熱することもありました。

### ③入所6か月～1年 (stage 3)

生活環境が大きく変化しても落ち着いて生活を送ることができていたため、寮外での日中活動開始及び居室内の更なる構造化に取り組みました。居室内は活動エリア、余暇エリア、着替えエリアなど各活動の場所を明確にすること



写真8・9 ワークシステムを持って移動



写真10 課題に取り組む様子

で、活動内容のほか、活動のはじめと終わりが認識できるよう空間の使い方を整理しました。

寮外での活動は、ワークシステム（写真8・9・10）を持ち工程を理解しながら進めていくことで、落ち着いて行動することができました。このワークシステムは、園内での買い物や診療所受診の際にも使用しています。

自傷行為は傷口に吸いつくことはありますが、噛みつくことは減り、傷の状態も安定しています（写真11・12・13）。

要求したい物は、カード（写真14・15）を支援員に手渡すことができていますが、困りごとを具体的に支援員に伝えることができず、支援員が現状を把握して先回りし支援している場面が多く見られています。

今後の支援については、Stage 4以降の退所（地域移行）に向けて、さらなる表出支援の導入、余暇時間の充実、日中活動の幅を広げる等、メリハリのある生活が送れるよう

努めていきたいと考えています。

### VI. おわりに

4つの類型化をもとに系統的な支援を行うことで、Sさんの行動障害は軽減していきました。自閉症の方々は変化に適應することが苦手と言われていますが、当法人に有期限で入所する利用者は退所（地域移行）していくため、退所後の生活環境は大きな変化が生じることになります。

変化に対応できる柔軟性を養うことは、いかに変化を分かりやすく伝えることができるかという支援方法にかかっています。また習得したことを生活場面が変わっても活用できるようにすることが重要であると考えます。

各連携機関と役割を確認する個別支援会議、退所前の支援者養成現任研修等を活用した支援の引き継ぎ、退所後のフォローアップを通じて、各連携機関と繋がりを保ちながら、落ち着いた生活が継続できるよう努めてまいります。



写真11・12・13 自傷行為による傷の経過



写真14・15 おやつで使用している選択カード

## 強度行動障害者支援のための指導的人材養成プログラムの開発 および地域支援体制の構築のための研究

研究部研究課研究員 岡田 裕樹  
研究部研究課研究係 内山 聡至

国立のぞみの園（以下「当法人」という。）では、令和4年度より3年間、厚生労働科学研究「強度行動障害者支援のための指導的人材養成プログラムの開発および地域支援体制の構築のための研究」を実施しています。令和4年度は、自治体等を対象とした人材養成や地域支援体制に関する調査を実施しながら、各地域の現状の把握や研究への協力地域の選定を行っています。本稿では、研究の概要と自治体を対象とした予備調査の結果についてご報告します。

### I. 研究の背景と目的

強度行動障害のある障害者への支援方法について、平成25年度より始まった強度行動障害支援者養成研修において、「障害特性の理解」や「適切な環境調整（環境の構造化）」などの支援をチームで一貫して行い、利用者のQOLの向上を目指すことが重要であることが全国的に周知されています。しかし、研修で学んだことが支援現場で十分に活用されていない状況があること、一部の事業所や職員に負担が偏っていること等が先行研究より明らかとなっています。

この状況を解決するためには、

- ① 障害福祉支援事業所内で、支援チームの中核となって実践を動かす「中核的人材」の養成<sup>\*1</sup>
- ② 事業所の外部からコンサルテーションを行う「指導的人材」の確保
- ③ 地域の他の事業所や行政機関、教育機関、医療機関等との「協力体制」の仕組みづくり
- ④ ①～③を行う支援現場の負担感や孤立感の解消に役立つICTの活用や、強度行動障害の状態が落ち着いた後の生活のQOLにも目を向けたICFの活用などが効果的であること<sup>\*2</sup>

等の方向性が整理されています。

本研究は、これら①～④を地域実装していくために必要な要素について幅広く意見を収集・整理を行うこととしています。

### II. 基盤となる先行研究

本研究は、以下の先行研究を基盤としています。

全日本自閉症支援者協会が令和3年度に障害者総合福祉推進事業で取り組んだ「強度行動障害者支援に関する中核的人材の養成に関する研究」で、中核的人材を養成する研修プログラムの試行と、人材養成の段階的なステップの

整理が行われました。また、強度行動障害支援に先駆的に取り組んでいる地域の調査を通し、地域支援体制構築のための視点の整理が行われました。

当法人が令和2～3年度に厚生労働科学研究で取り組んだ「強度行動障害者支援に関する効果的な情報収集と関係者による情報共有、支援効果の評価方法の開発のための研究」で、ICTを活用した事業所間・医療機関との迅速・客観的な情報の共有と、ICFによる生活像全体の把握と引き継ぎやQOLの評価を実践するための「強度行動障害PDCAサイクル支援パッケージ」を作成しました。

上記の先行研究を踏まえて、先進的な地域の支援体制をイメージしたのが図1<sup>\*3</sup>です。自治体と民間組織等が連携し、組織を超えた継続的な協力を行うチームづくりや事業所を対象としたコンサルテーションの仕組みの構築などを行っています。

### III. 研究の方法

#### (1) 検討委員会、ワーキンググループの設置

本研究は、検討委員会とそれに付随するワーキンググループ（以下「WG」という。）を設置して、調査や検討等を行います。WGは下記2つ設置しています。

##### ■人材養成WG

目的：指導的人材養成にかかる要件の整理

##### ■地域支援体制WG

目的：指導的人材が地域において活躍できる仕組みの検討

#### (2) 各年度の研究の方法

##### ■令和4年度

各地域の人材養成や地域支援体制の構築に関する現状把握および本研究への協力可否を把握することを目的に、ヒアリング調査を実施します。対象は、自治体担当職員、強度行動障害に関する協議会、障害者団体、強度行動障害支援の実践者等を予定しています。

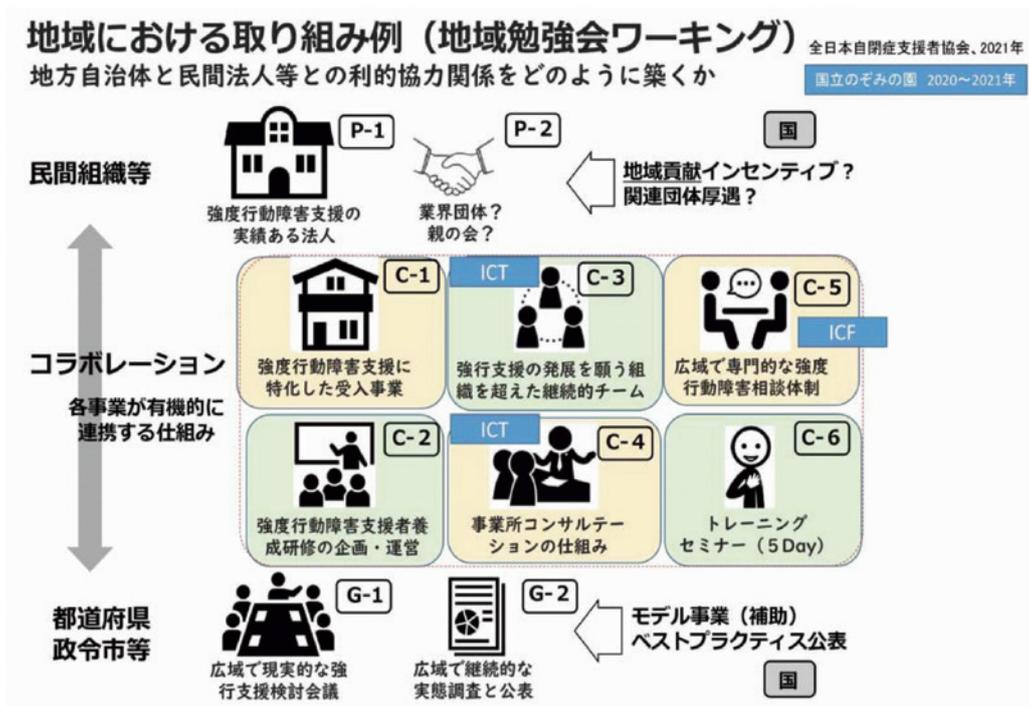


図1 強度行動障害支援における地域体制構築のための視点

上記調査から得られた情報や先行研究を基にWGにてモデルを整理します。

■令和5年度

WGにて整理したモデルを協力地域で試行し、その効果、課題等の評価検証を行います。

■令和6年度

継続してモデルを試行しながら、結果を基に試行していない地域にも幅広く意見を収集して、モデルのブラッシュアップを行います。

IV. 自治体を対象とした予備調査

(1) 予備調査の概要

本研究への協力意向等を把握することを目的に、自治体を対象とした予備調査を実施しました。

■調査対象：都道府県、政令市、中核市（129か所）

■調査方法：アンケート調査

■調査時期：令和4年7月27日～8月22日

■調査内容：①強度行動障害に関する現状調査や対応のための検討の実施の有無、②調査や検討を実施した場、③本研究への興味・協力の意向の有無

(2) 予備調査の結果

83自治体から回答が得られました（回収率64.3%）。

①調査や対応の検討の有無

回答が得られた83自治体のうち、30自治体（36.1%）で過去5年間のうち、強度行動障害に関する調査や対応のための検討を行っていました。

②調査や検討を実施した場（複数回答あり）

最も多かったのは、「自立支援協議会」で15自治体であり、「その他」が12自治体、「発達障害者地域支援協議会」が4自治体でした。「その他」では、「自治体の障害福祉計画策定のために強度行動障害の状態にある方の状況把握調査を行った」、「地域の関係機関による強度行動障害者支援のための検討チームを立ち上げた」などがありました。

③本研究への興味・協力の意向の有無

回答が得られた83自治体のうち、29自治体（34.9%）から興味があるため話を聞いた上で協力を検討したい、と回答がありました。自治体の内訳としては、都道府県が18か所、政令市が4か所、中核市が7か所でした。

V. 今後の取り組み

本年度は、予備調査の結果より興味をもっていただいた自治体を対象にした訪問等による意見交換の場を設け、地域の実践者等も含めて地域の課題の共有や、人材養成にかかる支援体制づくりの検討等を行います。

本研究は令和7年3月までを研究期間としています。次年度以降の取り組みと進捗について、今後も随時ご報告していきたく思います。

- ※1 令和3年度障害者総合福祉推進事業「強度行動障害者支援に関する中核的な人材の養成に関する研究」（全日本自閉症支援者協会）
- ※2 令和3年度厚生労働科学研究「強度行動障害者支援に関する効果的な情報収集と関係者による情報共有、支援効果の評価方法の開発のための研究」（国立のぞみの園）
- ※3 令和3年度障害者総合福祉推進事業「強度行動障害者支援に関する中核的な人材の養成に関する研究」ワーキングチームが作成し、当法人が加筆



## セミナー報告：障害者の福祉的就労と日中活動サービスの支援のあり方について—個別支援の充実と社会参加を目指して2022—

事業企画部研修・養成課課長補佐 槻岡 正寛

研究部研究課研究員 岡田 裕樹

国立のぞみの園（以下「当法人」という。）では、10月26日にセミナー「障害者の福祉的就労と日中活動サービスの支援のあり方について—個別支援の充実と社会参加を目指して2022—」を開催しました。本セミナーは、障害者の日中活動を支えるサービスである就労継続支援B型、生活介護の多様な支援と役割についての実践を学び、今後の支援のあり方について考えることを目的に開催しました。本稿では、セミナー開催の背景や、当日の様子などについて報告します。

### I. セミナー開催の背景

当法人では、平成29年度より厚生労働省（以下「厚労省」という。）の補助金を受け、生活介護事業所（以下「生活介護」という。）・就労継続支援B型事業所（以下「就労B型」という。）についての実態把握やサービスの質の向上のための調査研究<sup>\*1</sup>を行いました。その成果として、「自己点検チェックのためのガイドライン案」、「事業所の取り組みを振り返るための自己点検チェックリスト案」そして、「生活介護・就労継続支援B型事業所実践事例集」の3点を作成しました。上記の成果物は、令和元年7月に厚労省より事務連絡として全国の都道府県に発信されました。

令和2年、3年と、研究報告とガイドライン案等の周知を目的としたセミナー「障害者の福祉的就労と日中活動サービスの支援のあり方について」を開催し、好評をいただきました。生活介護、就労B型に関わる方々にとって関心の高いテーマであることを実感し、今年度も開催しました。

なお、新型コロナウイルス感染症による影響への考慮と、全国の方々が参加しやすい環境を優先したことから、Zoomによるオンラインにて開催しました。

### II. 当日の内容

当日の登壇者による講演、報告は以下の通りです。

■朝日 雅也氏（埼玉県立大学 教授）

基調講演として、「障害者の福祉的就労と日中活動サービスの今後のあり方」をテーマにご講演いただきました。朝日

先生から、日中活動の考え方についての整理や、障害福祉サービスは単純な成果主義では測れず、支援の対象となる障害のある人が望む働き方や暮らし方を実現できたかどうか成果であるといったお話などがありました。

■高橋 邦彦氏

（厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課課長補佐）

情勢の報告として、障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについての論点等についてご報告いただきました。

実践報告は、以下の5人よりご報告いただきました。内容は以下の通りです。

■名里 晴美氏（社会福祉法人訪問の家 理事長）

「重度の障害のある利用者の社会参加を目指した支援」というテーマで、重度心身障害者の支援に取り組まれたこれまでの経緯や、意思決定支援、新型コロナ前とコロナ後の変化等について。

■ポーン・クロイド氏（NPO法人カラフル・コネクターズ 代表）

「地域での居場所づくりと社会貢献を目指した支援」というテーマで、就労B型で行っている銭湯での仕事を中心に、地域とつながるための様々な活動や、障害のある人たちの居場所づくりのための実践について。

■藤田 泰輝氏（社会福祉法人やまびこ会 Doやまびこ管理者）

「高い工賃を目指した支援」というテーマで、事業所で取り組んでいる営業活動や地域の企業との連携、利用者主体の職場づくり等の実践について。

■小田 泰久氏（社会福祉法人楽笑 理事長）

「地域とつながり、社会参加を目指した支援」というテーマで、事業所を立ち上げてから地域とのつながりを大切に

て、公園清掃や高齢者の通いの場づくりなどを障害のある利用者とともに取り組んでいる実践について。

■二階堂 明彦氏（社会福祉法人栗原秀峰会 理事長）

「多様な利用者のニーズを実現するための支援」というテーマで、生活介護であっても「働く」ことを大切に活動を中心に、利用者一人ひとりの役割と居場所をつくるための実践について。

Ⅲ. 全体を通して

本セミナーは、全国の生活介護、就労B型事業所の支援者や、教育機関の方などを中心に322人の申し込みがありました。昨年を上回る申し込みをいただき、あらためてこのテーマへの関心や期待とともに、日常の実践での悩みや学びたいという熱意を持っている方が多いことがうかがえました。

セミナー終了後の受講者へのアンケートから、以下のよう

な感想をいただきました。

- \* いろいろな実践報告を聞け、自分の作業所ではなにができるかを考えるきっかけとなりました。
  - \* 皆さんが同じ悩みや喜びを感じながら利用者さんと向き合っていると感じられ、セミナーに参加できて良かったです。
  - \* 個々のニーズに合わせた障害のある人が望む暮らしの実現に向けて明日からまた頑張りたい。
  - \* 皆さんが感じていることや悩んでいることに共感を覚え、今後活動していく上で励みになり、これからも頑張っていこうという気持ちになりました。
- また、大変ありがたいことに「来年も開催してほしい」といった感想を多くの方からいただきました。今後も全国の方々にご参加いただき、ともに学ばせていただく機会を作りたいと考えています。

午前	
基調講演	障害者の福祉的就労と日中活動サービスの今後のあり方
	講師：朝日 雅也 氏（埼玉県立大学 教授）
	障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて
	講師：高橋 邦彦 氏（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 課長補佐）
実践報告①	重度の障害のある利用者の社会参加を目指した支援
	報告者：名里 晴美 氏（社会福祉法人訪問の家 理事長）
実践報告②	地域での居場所づくりと社会貢献を目指した支援
	報告者：ボーン クロイド 氏（NPO法人カラフル・コネクターズ 代表）
午後	
実践報告③	高い工賃を目指した支援
	報告者：藤田 泰輝氏（社会福祉法人やまびこ会 Doやまびこ 管理者）
実践報告④	地域とつながり、社会参加を目指した支援
	報告者：小田 泰久氏（社会福祉法人楽笑 理事長）
実践報告⑤	多様な利用者のニーズを実現するための支援
	報告者：二階堂 明彦氏（社会福祉法人栗原秀峰会 理事長）
ふり返りとまとめ	
講師	朝日 雅也 氏 名里 晴美氏 ボーン・クロイド 氏 藤田 泰輝氏 小田 泰久氏 二階堂 明彦氏
進行	岡田 裕樹（国立のぞみの園）

※1 平成29年度厚生労働行政推進調査事業費補助金「障害者の福祉的就労・日中活動サービスの実態把握及び質の向上に関する調査研究」及び平成30年度厚生労働科学研究費補助金「障害者の福祉的就労・日中活動サービスの質の向上のための研究」



## 自閉スペクトラム症のやせ状態からの体格改善に関する研究

～強度行動障害を有する障害者支援施設入所者を対象に～

事業企画部サービス調整課栄養管理係 茂木 大介

### I. 問題の所在と研究の目的

国立のぞみの園（以下「当法人」という。）では平成22年3月より強度行動障害を有する利用者の期限付入所事業（以下「有期限入所」という。）を実施しています。有期限入所者の体格については、Body Mass Index（以下「BMI」という。）を評価基準として見た場合、肥満（BMI25.0以上）の人が多い一方で、やせ（BMI18.5未満）の人も一定数存在しています。その要因として、自閉スペクトラム症（以下「自閉症」という。）の人の感覚過敏やこだわり等に伴う食行動等への影響により、体格への影響が表れると考えられています。

障害者の肥満に関する先行研究はいくつか見られるものの、やせに関する研究はほとんど見当たりません。栄養バランスが偏った食事やエネルギー摂取不足によるものは、低栄養を招き、筋力、体力の低下、鬱の発症に影響するなど心身に異常を引き起こす恐れがあります。

そこで本研究は、当法人にやせ状態で有期限入所した自閉症を伴う強度行動障害を有する利用者について、やせから体格改善に至った経緯を整理し、体格に影響する要因である支援内容と提供する食事について調査を行いました。なお、体格には、体質、運動、睡眠状況、食事状況等の影響が絡んでいます。本稿では「食」に焦点をあて、研究結果の概要を報告します。

### II. 研究の方法

研究方法は以下の通りです。

#### 調査1：食事支援と体格の推移に関する資料調査

調査目的：入所時から退所時までの支援の内容と、食事提供状況、体重の推移の関係を明らかにすること。

調査内容：①入所前の環境、②当該利用者の食事とその支援の内容、③当該利用者の特性、④体重の推移等

分析方法：入所前資料、個別支援会議資料、体重動態表から栄養士との連携状況や支援の共通点、対応方法を検証しました。

#### 調査2：支援に携わった職員に対する聞き取り調査

調査目的：食事場面で求められる栄養士の連携と支援を明らかにすること。

調査方法：8名の対象者の支援者に対し、栄養士との連携状況や構造化の工夫点について聞き取りを行いました。聞き取り内容はICレコーダーを用いて録音しました。

分析方法：録音データを逐語化し、資料から読み取れなかった情報を収集し分類しました。

### III. 研究の結果

平成22年～令和3年の有期限入所者のうち、やせで入所した8名を分析対象としました。

なお、8名の有期限入所前の居住場所は、7名が精神科病院、1名は他の入所施設となっていました。

調査1より入所後1年における体重変動の推移は表1のように7名の体格が改善していることがわかりました。体格の改善がみられなかった事例（F）においては、食事は摂れていましたが過剰に水を飲んで、吐いてしまう行為があり、体重の増加がみられなかった経緯がありました。事例（D）においては、体格改善に向かってはいるところでしたが、退所期限のため経過観察期間が短くなっています。また、8名のうち、5名においては入所時の1日の食事摂取状況は5割から7割程度で推移しており、各事例において1日に必要な栄養

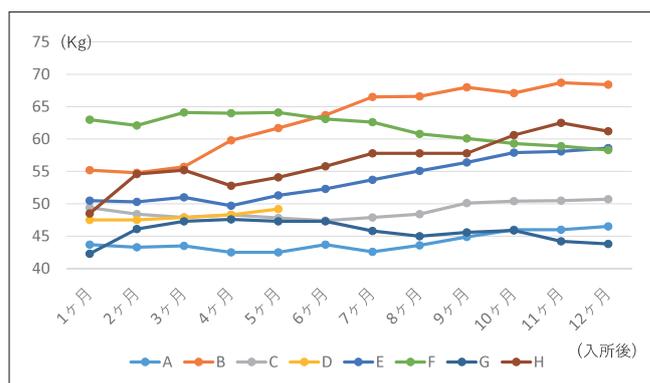


表1 体重推移表 (n=8)

表2：食事に関わる支援の内容

	A	B	C	D	E	F	G	H
基本的な環境※1	スケジュール仕切り食堂	スケジュール食堂	スケジュール食堂	スケジュール個室	スケジュール仕切り食堂	スケジュール仕切り食堂	スケジュール仕切り食堂	スケジュール仕切り個室
個別に配慮した環境※2	・食後課題を提供	・テレビを投げるため、補強	・丼物が苦手な為別皿で提供 ・熱いものが苦手な為冷まして提供	・食事の品数、配置に強いこだわりがある為、全てをお知らせにて提示	・待つことが苦手な為、食前の課題を使用	・粘性の強い食感が苦手な為、納豆を代替して提供	・白米が苦手な為、ふりかけなどを使用	・衝動性が強い為、隣室に食事スペースを確保 ・食事終了時食器を入れる箱を用意

※1：入所後、本人の特性に合わせてスケジュールの使用、仕切り（パーティション）、食事場所（食堂・個室）などの環境設定を実施

※2：基本的な環境を整えた上で、アセスメントを実施、個別に配慮した事例を記載

量を満たしていませんでした。必要栄養量を満たすことができなかつた原因として「衝動性の強さ」「強いこだわり」「提供温度」「嗜好」などによる食事の摂取不足が推察されました。

調査2より食事に関わる支援の内容について聞き取った要点を表2にまとめました。支援内容としてスケジュール、パーティションの使用がほぼすべての事例において実施されており、さらに栄養士と連携したうえで「熱いものが苦手なため冷まして提供」「苦手な食材や味は代替して提供」などの個別支援が行われていたことがわかりました。

以上の調査結果より、食事支援は2段階で構成されていることがわかりました。まず、第1段階では自閉症の特性である、感覚過敏やこだわり及び意思表示の困難さに配慮するため、見通しを立て刺激を減らす支援が行われていました。生活支援員と栄養士は共に現場で直接観察、情報共有し、スケジュールやパーティション等を活用した食事提供方法の環境調整を行うことにより落ち着いた環境で食事ができるように協働していました。そして、第2段階では個別性の高い特性、「感覚過敏（提供温度の工夫等）」「食器の配置、食事の品数」「嗜好へのアプローチ（代替食の提供等）」「個々に適した栄養補助食品の提供」などに配慮した食事提供に栄養士が介入していることがわかりました。これらの多職種連携により安心して食事が摂れる環境が提供され、食事摂取量が増加し、体格の改善がみられていることがわかりました。

#### IV. 考察

個別性に対応した食事支援を実施するために当法人では、図1のような体制が構築されていました。

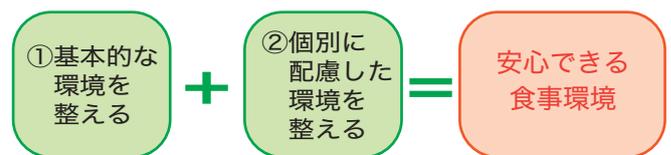


図1：食事支援の構成イメージ

安心できる食事環境を整えるためには2つの段階の支援それぞれで栄養士とともに連携する場面が必要であると考えられました。図1のように第1段階では生活支援員とともに栄養士は情報収集、アセスメントを実施しながら基本的な食事環境を整えることが重要であると考えられます。第2段階では収集した情報をもとに、栄養士が個別の食事提供を実施していくことによって食事内容の質、食事摂取状況が安定し、体格が改善していくことが考えられました。

#### V. まとめ

十分な栄養は人の活動を支えるエネルギー源であり、本人らしく生きるためには必要なエネルギー（食事）を提供するための支援が求められます。そのためには栄養士が生活支援員と同じ目線で協働していくことが必要であると考えます。

さらに、食事を豊かにするためには本人の意思を食事環境や献立内容に反映させていく必要もあると考えられます。単に安心できる食事環境を提供すれば良いのではなく、意思決定に基づいた食事支援が必要と思われます。

本研究によって得られた結果をもとに、引き続き調査を続けていきたいと思っております。



## 強度行動障害のある方の「異食事故」の対応に関する研究

生活支援部特別支援課つぐみ寮 生活支援員 黒岩 利生

強度行動障害のある方の中には、食べられない物を口にする「異食」が見られる人がいます。国立のそみの園（以下「当法人」という。）でも、強度行動障害のある方がゴム製のサンダルの破片を異食し、救急搬送され手術を行ったケースがありました。異食は、異食した物の内容や発見の遅れによっては、命に関わる危険もある行動です。本稿では、当法人で発生した異食事故の検証および異食への対応経験がある支援者への調査から見た、異食の要因と求められる支援のあり方について報告します。

### I. 研究の目的と方法

本研究は、当法人における異食事故の発生原因を検証し、以後の発生を予防するための支援方法について検討することを目的とし、以下の二つの調査を行いました。

#### 調査1：事故報告書の検証

- ・調査目的：当法人で過去に発生した異食事故の検証
- ・調査対象：平成15年～令和2年に発生した事故報告書のうち、異食事故に関する報告書
- ・調査方法：①当該利用者の属性、②事故発生前の状況、③対応方法等について、類似点や対応方法等を検証する。

#### 調査2：異食事故に携わった職員に対するヒアリング調査

- ・調査目的：事故報告書からは検証できなかった異食事故の詳細な情報を明らかに、異食事故に求められる支援のあり方のポイントを抽出する。
- ・調査対象：異食事故の対応に携わった経験のある当法人職員5人（全員管理職）
- ・調査方法：①経験した異食事故の状況、②異食した利用者の人物像、③異食が起きた時に行った対応、④異食が発覚する前の利用者の様子、⑤異食事故が発生しやすい状況、⑥異食事故を防止するために必要なこと、⑦異食防止のための支援をするにあたり後輩に伝えたいことについて、個別の半構造化面接を行い、内容分析の手法を参考に類似した回答内容を分類した。

### II. 結果

#### (1) 調査1：異食に関する事故報告書の検証

平成15年～令和2年における事故報告書の全数は1523件、そのうち異食による事故は15件でした。異食事故の内訳は自閉症や強度行動障害のある方によるものが6件、その他が9件でした。事故報告書の記載内容に差があり、異食の背景やその後の対応についての検証は行えませんでした。

#### (2) 調査2：異食事故の対応に携わった職員に対するヒアリング調査

##### ① これまでに経験した異食事故が起きた時の状況

異食事故が起きた時の状況は、《職員が本人を見ている状況》と《職員が本人を見ていない状況》どちらも発生していました。

##### ② 異食をした利用者の人物像

《日常的に異食をしていたケース》では、「特定の素材を異食する」「事前の情報収集では異食は無いとされていたが、実は日常的に異食がある人で、家族は異食があることを把握していたと知った」という回答がありました。その他、それまで異食が見られない人でも、突然異食が表れるケースがみられました。また、異食がある人の既往歴として「腸閉塞」「異食物摘出のための手術」などの回答がありました。

##### ③ 異食事故が起きた時、どのように対応したか

異食事故の発生後の対応は、「早く受診し、レントゲン撮影で異食物を確認」など《迅速な医療受診》、「環境整備を行い、異食の対象となる髪の毛等を無くす」など《生活環境の見直し》に分類できました。

##### ④ 異食が発覚する前の利用者の様子

回答者5人中4人が「大きな変化は見られない」と回答し

ました。その他1名からは「泣きそうな顔をすると、不穏な前兆と判断され、支援者への注意喚起のように異食をしていた」との回答が得られました。

⑤どのような時に異食事故が発生すると考えるか

「本人に何もやることが無い時」など《活動の提示方法や環境整備の不備》、「新しく利用者が入って職員が目新しい利用者に集中してしまう時」など《注意喚起》、「月経前後数日」など《変化の大きい時期》に分類できました。

⑥異食事故を防ぐために何が重要だと考えるか

「自立課題の素材や施設の物の数を把握する」など《異食の対象となる物の管理》、「異食をした時の反応を覚えておく」など《利用者の観察》に分類できました。

⑦異食防止のための支援をするにあたり後輩に伝えたいこと

《異食の要因に応じた代替方法の支援》《QOL向上の視点を持つこと》《適切な記録と記録の蓄積》に分類できました。

### Ⅲ. 考察

本研究では、当法人における異食事故の経験をもとに、異食の発生要因の分析および考えられる対策について検討しました。

#### (1) 異食の発生要因と考えられる対策

調査2から、強度行動障害のある方の異食事故の発生要因は、①不満・ストレスが溜まった時に発生する異食、②注意喚起・要求目的の異食、③周期的な変化による異食、④要因の予測ができない異食の4つに分けられました。対象者ごとの異食の発生要因について仮説を立て、その仮説に基づいた支援を行って検証することで、より適切な対応をすることが可能になると考えられます。

#### (2) 強度行動障害のある方の異食への支援のあり方

当法人における異食事故の発生状況と支援方法を時系列で整理すると、図1のように整理できました。

##### ①異食の予防

<受け入れ前>において、異食の経歴の情報を事前に得られていると、<日常生活支援>への配慮が可能となるため、異食した物や前後の状況、対応方法と結果に関する情報が重要です。<日常生活支援>においては、収集した情報を踏ま

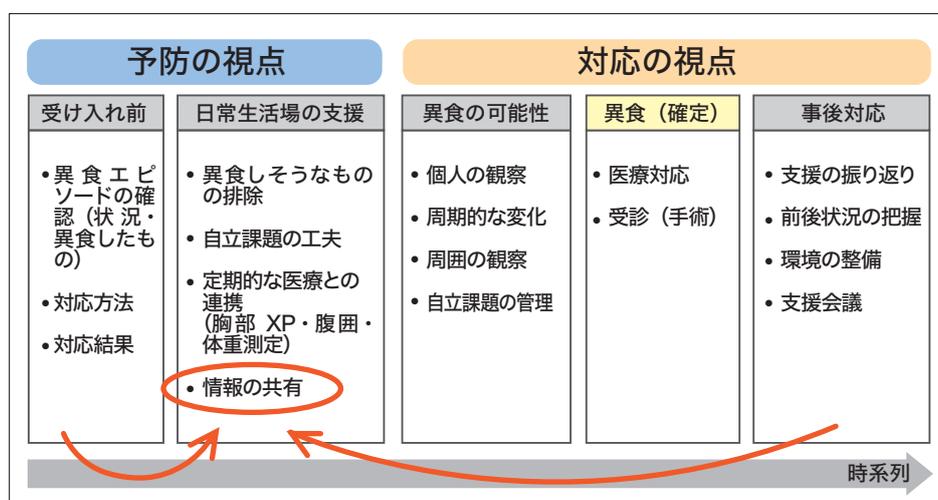


図1 強度行動障害のある人の異食の予防と対策

えた環境設定、健康管理と、職員が利用者を観察し、異食やその他の課題となる行動について分析を重ねることが求められます。

##### ②異食の対応

<異食の可能性>においては、日常生活支援における利用者の観察、月経周期の把握等によって、異食が発生しやすい状況であることに支援者が気づくことができます。また、物品の数など周囲の状況を観察することで、異食の瞬間は見つけられなくても、異食した可能性に気づきやすくなると考えられます。さらに、異食が確定した後は、直ちに受診することが求められるため、医療機関に情報提供しておくなど日頃からの連携が必要です。

<事後対応>では、職員間で異食事故について振り返りを行うことが重要です。本調査結果では、振り返りの視点として、応用行動分析(ABA)を用いていました。例えば、職員の注目を集めるために異食を行っていたケースでは、異食以外の方法で関わりを求められるようにする支援を行っていました。異食事故の振り返りを行い、改善策を日常生活支援へ反映させていくことで、異食の予防や異食の早期発見につながると考えられました。

### Ⅳ. おわりに

本研究を通じて、異食事故の全てを未然に防ぐことは難しいものの、異食事故が起きた後の対応に対する支援や向き合い方を知ることによって次に繋げるための情報や職員への周知の重要性が示されました。



## 認知症又は疑いのある知的障害者の早期発見と支援

### —DSQIID・知的障害者用認知症ケアプログラムの社会実装に向けた取り組み—

研究部研究課研究係長 村岡 美幸

国立のそみの園（以下「当法人」という。）では、これまでに、認知症又は疑いのある知的障害者の早期発見及び支援の充実に向け、平成23年に①知的障害者用認知症判別尺度日本語版（以下「DSQIID」という。）の作成を、令和3年に②認知症又は疑いのある知的障害者向け認知症ケアプログラムの作成（以下「知的障害者用認知症ケアプログラム」という。）を行いました。それぞれの詳細については、本誌のバックナンバー（第61・73号）で紹介しております。本稿は、それらの概要に触れた上で、令和4年度から行っている知的障害者用認知症ケアプログラムの社会実装に向けた取り組みをご紹介します。

#### I. 知的障害者の認知症を早期発見するためのDSQIID

認知症による行動・心理症状（不安・無気力等）の出現を最小限にするためには、社会生活スキル等の変化に着目した早期発見が重要となります。しかし、知的障害がある場合、これまでに獲得している社会生活スキル等が限られていることから、周囲は認知症に伴う対象者の変化に気づきにくい傾向があります。

その点を補うためには、周囲が「変化」に着目して観察／確認する習慣が重要であり、その視点を明確にした尺度DSQIIDが、平成17年にイギリスパーミンガム大学のDeb教授によって開発されました。日本語版は平成23年にDeb教授の承諾を得て当法人で作成しました。

DSQIIDは以下の3部56項目で構成されています。

- 第Ⅰ部 最も能力が高かった時の状態3項目
- 第Ⅱ部 認知症に関する行動や症状43項目
  - 「元々そうである」「該当しない」＝0点
  - 「以前より低下」「新しい兆候」＝1点
- 第Ⅲ部 全般的な変化に関する10項目
  - 「いいえ」＝0点
  - 「はい」＝1点

第Ⅱ部とⅢ部の合計が20点以上だと認知症が疑われ、状況によっては、支援の見直しや受診が必要となります（QRコード：DSQIID）。



#### II. 認知症又は疑いのある知的障害者の支援 —知的障害者用認知症ケアプログラムの実施—

知的障害者用認知症ケアプログラムは、高齢者支援の分野

で先駆けて開発・普及が行われたDEMBASE（開発：東京都医学総合研究所）を参考に、東京都医学総合研究所のメンバーの協力を得て作成しました。

知的障害者用認知症ケアプログラムは以下の通り、5つのSTEPと4つのツールを用いて行います。

- STEP 1 ICFで情報を整理する  
⇒ ツール1：ICF（国際生活機能分類）
- STEP 2 NPI-NHをつけ課題となる行動を絞り込む  
⇒ ツール2：NPI - NH（尺度）
- STEP 3 背景要因を分析  
⇒ ツール3：背景要因チェックシート
- STEP 4 ケア計画を作成する  
⇒ ツール4：ケア計画シート
- STEP 5 ケアの実施

- STEP 1 ICFを使って対象者の状況を広く把握。
- STEP 2 NPI-NHにて、対象者の行動・心理症状の状態を確認。



図1：NPI-NH結果をグラフ化したもの

ここで、課題となる行動をチームで確認し、焦点を当てる行動を1つに絞る。

### □ STEP 3

課題となる行動の背景要因を、背景要因チェックシートを用いて整理。

表1 背景要因チェックシートの項目

<b>身体的ニーズ</b>
食事・水分の摂取量が不足していそう
発疹・かゆみ、眠気や疲労がありそう
排便・排尿の問題がありそう
身体に痛みや不快感、呼吸の苦しさがありそう
視覚・聴覚の問題がありそう
体温・脈拍・血圧・血糖値に異常がありそう
うまく座れないなど姿勢の問題がありそう
処方箋の見直しがされていない
<b>環境的ニーズ</b>
寒い・暑い
家具の配置場所が妨げになっている
職員、家族、利用者との交流（トラブル、孤立）
身体拘束されている

### □STEP 4

背景要因チェックシートの情報を参考に、ケア計画を作成。

### □STEP 5

チームで統一した支援を定めた期間に実施。STEP 2～5を繰り返す。STEP 1のICFは、必要に応じて随時更新。

ケアプログラム取り組み当初は、ケア計画を立てるものの対象者に合わず、すぐに見直し…といったことがあったり、点数が変化せずモヤモヤした気持ちになったり…といったこともありますが、それを乗り越え、対象者に合った支援が見つかり、行動・心理症状に落ち着きが見られた時、大きな喜びと支援の楽しさを実感することができます。

知的障害者用認知症ケアプログラムは、

- チームで情報を整理・共有
- チームで意見を出し合い、ケアを検討
- チームで統一したケアを、期間を定め実施
- チームでケアの効果を確認

※ケアの効果は、対象者の行動・心理症状の出現状況（数量化したデータ）をベースに確認

するものです。機能低下が早いと言われる知的障害者の場合、30歳を過ぎた頃から支援者は定期的にDSQIIDで状態を確認し、認知症又は疑いが見られたら知的障害者用認知症ケ

アプログラムを職場で導入する（図2）といった展開が、全国で進むように期待しています。

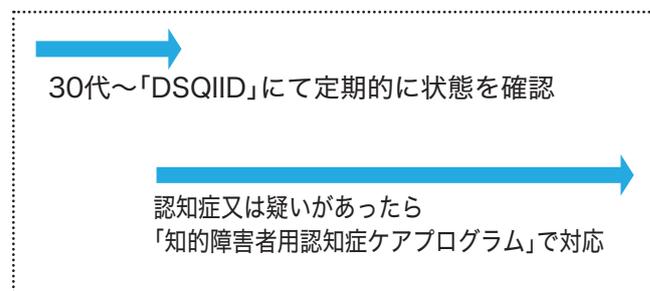


図2 「DSQIID」と「知的障害者用認知症ケアプログラム」活用イメージ

## Ⅲ. 知的障害者用認知症ケアプログラムの社会実装に向けた取り組み

知的障害者用認知症ケアプログラムは、まだ、ほんの一部の障害者支援施設等で導入をしている状況です。現在、一緒に取り組んでくださる事業所を募集しております。ご興味を持たれましたら下記までご連絡ください。

国立のぞみの園 研究課 村岡・高橋・岡田

☎ 027-320-1450（土・日・祝 除く 9:00～17:00）

E-mail [muraoka-m@nozomi.go.jp](mailto:muraoka-m@nozomi.go.jp)

また、本ケアプログラムの実施に際し、アドミニストレーターの必要性が確認されています。今後、高齢者支援の分野で行われているアドミニストレーター（中核的人材）の養成方法を参考に、障害者支援の分野でも令和4年度の後半から、令和5年度にかけて、当法人主催のセミナー等を活用して養成していきたいと考えております。

## Ⅳ. 知的障害者の認知症に関する書籍の発刊及びセミナーの開催について

現在完売している「50歳からの支援 認知症になった知的障害者」に代えて、高齢期の知的・発達障害者の状態像や支援のポイント、認知症に関する情報等を納めた書籍発刊の準備を進めているところです。

また、セミナーの開催を令和5年1月（集合開催:in 熊本）、3月（オンライン開催）に予定しております。情報は、適宜ホームページ等に掲載しますのでご確認ください。

# 『信頼関係』の仕組み

診療部長 成田 秀幸

プライベートな話を持ち出してしまい恐縮ですが、最近、我が家に子犬を迎え入れました。ブリーダーさんの犬舎で初めて会った日、可愛い姿に家族みんなが惹きつけられたのと同時に、抱っこした腕の中で小さな体をブルブル震わせていたことがとても印象的でした。初対面の人間たちに囲まれて、きつととても不安だったのだと思います。それから数か月、今ではしっぽを振って自ら寄ってきて抱っこをせがみ、抱き上げると顔を近づけぺろぺろ舐めてくるようになりました。「言葉」でのやりとりはなくても、お互いに惹きつけられる情緒的な結びつき、信頼関係がだんだん強くなっていることを実感します。

人と人とのつながりにおいても大きな要素となる『信頼関係』。今回はこの『信頼関係』が構築されていくプロセスにはどのようなことが影響しているだろうかと考えを巡らせてみました。

## I. 対人関係の土台 ～アタッチメント～

まず、信頼関係を築くための土台となる重要な要素である「アタッチメント」について再確認しておきます。アタッチメントとは、子どもと特定の母性的人物（親や養育者）との間に形成される強い結びつき（絆）のことです。不思議なもので、“この人があなたのお母さんだよ”と紹介されたわけでもなく教え込まれたわけでもなく、赤ちゃんはまだ視力もぼんやりしているような早い時期から、お母さんを目で追い、お母さんの声に合わせて動いたりして反応します。お母さんもまた、赤ちゃんから名前を呼ばれたわけではないのだけれど、赤ちゃんから求められていることを感じとり、あやしたり、抱き寄せたりします。おなかがすいたり、ウンチをして不快になったりすると赤ちゃんは泣き、その泣きの理由をくみ取ったお母さんはおっぱいをあげたりおむつを取り替えたりして赤ちゃんを満足させ、満足させられたと感じたお母さんも安心し、お母さんとしての自信が積み重なります。このように、親から一方的に愛情を向けるということではなく、子どもと親の『相互的な』やりとりを通じて子どもと親とがお互いに情緒的な絆を深めていきます。定型的な発達のお子さんの場合、生まれてから5歳くらいまでの間に親や養育者との間でア

タッチメントが形成され、親や養育者の存在が「安心できる安全な場所（心理的安全基地）」となります。成長するにつれ好奇心が強くなり周囲のいろいろなものを自ら探索し活動を広げて行く子どもたちが、不安になるとまた「心理的安全基地」に戻り、安心・安全といういわば“心のガソリン”を補給してまた探索に出ていきます。そのようなやりとりの積み重ねを通して、子どもは自分自身や他者に対する信頼感や安心・安全な対人関係のイメージが養われ、生涯にわたる様々な他者と、安定した対人関係を築いていくモデルとして機能していきます（内的作業モデル）。

しかし被虐待体験などをはじめとする様々な逆境体験の中で幼児期を過ごすことになると、前述のような安定したアタッチメント形成が損なわれてしまい、後々の対人関係にも影響を及ぼし、安定した信頼関係を構築していくことに困難が生じやすくなると考えられます。また、順調なアタッチメント形成を経ていったんは安定した対人関係の土台が築かれた人であっても、その後、人が介在するトラウマ体験をしたことを契機に、対人関係のありようが不安定になってしまうこともあります。

また、たとえば自閉症のあるお子さんが幼児期にはあまり

# 場から

人に関心をもたなかったり、感覚過敏等で抱っこされることやスキンシップを嫌がったりなど、特性が関連して『相互的な』やりとりが成立しにくいこともあるため、定型発達ではないタイプの場合、時期的な側面も含めてアタッチメントが形成されるプロセスは異なるのではないかと思います。

いずれにせよ、安心・安全な相互的やりとりの体験がしっかりと積み重なっているかどうかによって、その後の対人関係の土台の安定性に大きく影響すると考えられます。

## II. どのような実感が相手への信頼につながっているか？

さて、アタッチメント形成がその後の対人関係のあり方の基礎になっているということをもふまえて、人と人が信頼関係を築いていくのに重要になる点についていくつか考えてみます。相手に対してどのような実感を持つことが、相手を信頼することにつながっていくのでしょうか。

一つめは、「自分の伝えたいことが相手にきちんと伝わっている」という実感です。まず相手に伝える“機会”が必要ですが、その“機会”を作るために自分だけが努力しているのではなく、相手もその“機会”を求めている、一方的ではなくお互いの意志により“機会”が作られていること。そして、伝えたいことを伝えられる“手段”があること。直接会って話す、オンラインで話す、SNS・メール・手紙などの文字情報を使って伝えるなど、自分が伝えることができる手段が保障されていることも大切な要素です。そう考えると、知的障害や自閉症の特性のために、コミュニケーションの発信の苦しさがある方にとって、ご本人が伝えやすく、確実に相手に伝わるよう“機会”や“手段”を療育的な視点で提供されることはあらためてとても重要な意義があると感じます。このような“機会”と“手段”が保障されたなかで、伝えたいことが相手に伝わったということを実感できる相手の反応、相手からのフィードバックがあって「伝わっているな」と実感できると思います。

二つめは、「伝わっている」という実感の積み重ねによって、自分のことを「理解してくれている」という実感をもてることです。とくに、自分自身が大切にしている考え、感情を相手が理解してくれたと感じることは、相手に対する信頼感が増す大きな要因になると思います。逆にそれらがないがしろにされたと感じたり、受け入れてくれなかった、裏切られたと感じることは、相手と信頼関係を構築していこうとする意欲がそがれ、場合によっては不信感を抱くことにつながるかもしれません。療育においても、例えば自閉症のある方の興味関心、こだわりに注目し積極的に生かすことを大切にしたり、感覚の偏りに配慮したりすることは、こういった信頼関係の構築にも大きく寄与していると言えるかもしれません。

三つめは、「必要とされている」という実感です。これは「伝わっている」「理解されている」という実感の積み重ねがあってこそ得られる実感かもしれません。信頼できる他者との関わりの積み重ねを通じて得られる「必要とされている」という実感によって、自分は人とのつながりの中に存在している、存在していく価値のある自分であると自覚できているような気がします。自分が自分として存在し続けることを保っていくのは、自分一人だけの力では到底無理だと感じます。知らず知らずのうちに自分は人に支えられ、自分も人を支えている。だからこそ、その感覚が薄れてしまうことで感じる“孤立感”は、人にとって大きな危機であり、自分の中に生じていないか、自分の周りの人に生じていないかということに敏感でいなければならないと感じます。

## III. おわりに

当事者・家族と支援者、支援者同士の連携も含めて、あらゆる人のつながりの基礎をなしている『信頼関係』。このことがおろそかになったままでは、何をなしても砂上の楼閣です。今一度、丁寧に、そして誠実に見つめ直していくべき大切な課題だと思います。

## 伝えたい気持ちと理解する心

生活支援部特別支援課はばたき・ひなた寮 寮長 悴田 徹

### I. はじめに

はばたき・ひなた寮では矯正施設等を退所した利用者を受け入れ、アセスメントを行い、安定した生活が送れるよう支援するとともに、次の地域移行後の生活を見据えて、金銭管理や時間管理で一定のルールを定めています。しかし、利用者が寮のルールを逸脱することや、時には、職員に攻撃的な行動が起きることがあります。本稿では、はばたき・ひなた寮でのルールを逸脱した行動や攻撃的な行動への対応方法、職員のケアについて書きたいと思います。

### II. ルールを逸脱した行動への対応方法

#### 【事例1：無断外出】

利用者Aさんは喫煙の習慣があり、入所当初から自分の小遣いの範囲でタバコを購入し喫煙したいことを強く訴えていました。入所当時にAさんと喫煙についての話を行いました。小遣いの範囲内での喫煙となると1日3本が限度でした。それでも、タバコが吸えなかった矯正施設に比べると、タバコが再開できるだけでも満足そうでした。このように、Aさんと職員でお互いが納得できるルールを作ることができましたが、いざ喫煙を再開するともっと吸いたいという欲求が出てきてしまいました。もっと吸いたいという欲求を叶えるためには寮から出ていき隠れてタバコを吸うしかないという考えになり、その結果、Aさんはタバコが吸いたくなくなると無断で寮から出ていき、近くのコンビニでタバコとライターを購入しタバコを吸うという行為を繰り返していました。

職員は、Aさんが無断外出を行うたびに話し合いの場を設けました。Aさんの主張は「イライラした」「他の利用者・職員が気に食わない」といった内容が多く、職員が「何でイライラしたの?」「何が気に食わなかったの?」と尋ねても具体

的な答えが返ってくることはありませんでした。本人からの話の内容をもとに、職員間で話し合い、また、有職者の意見をいただきながら導き出したものは、「Aさんは伝え方がわからないのではないか」というものでした。Aさんは他者とのコミュニケーションが苦手で、児童期にいじめ被害を体験していることからコミュニケーションへの苦手意識を感じており、知的能力の制約から自分の思いを言語化することや相手の話す内容を理解することも苦手であるということも再認識しました。

その後のAさんとの話し合いの場では、コミュニケーションの苦手さへのアプローチとして、Aさんの気持ちを聞き、話の内容を受容するように努めました。また、言語化や理解力のサポートのため、言葉でのコミュニケーションだけでなくホワイトボードを使い本人の気持ちを可視化しながら整理をしました。すると、「イライラした」という表現は、「タバコが吸えない(または吸いたい)ことでイライラしていた」、「利用者・職員が気に食わない」という表現は、「タバコが吸いたいという気持ちを理解してくれない職員にイライラする」という気持ちであることがAさん、職員双方で整理することができました。

その後、Aさんはタバコが吸いたくなくなったときは職員に「タバコが吸いたいから喫煙所まで行って来る。何時には戻ってくる。」というように目的を伝えて行動することができるようになりました。

#### 【事例2：一方的な要求からの攻撃行動】

利用者Bさんは自閉スペクトラム症、ADHDの診断がある方で、その場で思いついた欲求に固執することがあり、職員に対する「一方的な要求」が始まります。これまでには、「のぞみの園に預けているお金を全部渡してほしい」「パソコン・

スマホを買ってほしい」「今すぐ外出へ連れて行ってほしい」「日課を工場でやりたい」などの要求がありました。自分の要求が通らないと、職員に対して1時間以上口調を荒げ、罵声を浴びせる、寮内の共用物を殴る、投げるなどの攻撃行動に発展します。

この時の職員の心情は穏やかでなく、なんでわかってくれない、怒り、呆れなどの感情が生まれることがあります。しかし、これは逆に言えば利用者のBさんも同じ感情があるのではないのでしょうか。Bさんは自分のことを理解して欲しいが伝え方が一方通行になってしまいうまく伝わらない。理解してもらえないことに怒りがあるのではないのでしょうか。

例えば、Bさんはカードゲームが好きで、職員とカードゲームで遊びたいと伝えられず、職員も業務の忙しさから話を聞くことができない場面があります。次第にBさんの口調が荒くなりカードゲームのことではなく、なんで？どうして？と話が違う方向へ行き、興奮状態が収まらなくなってしまうことがありました。興奮が少し収まったところに、職員が何を求めているのか聞いてみると、カードゲームがしたかったことを話すことができました。その後Bさんと職員で話し、Bさんは要求を具体的に職員に伝えること、職員は話ができる時間を伝えることで二人に時間を共有することができるようになり、Bさんも声を荒げることが減ってきています。

### Ⅲ. 職員へのケア

AさんとBさんどちらの行動も、障害特性や生育環境の影響と言えます。安定した地域生活のため、はばたき・ひなた寮に入所中は、新たなスキルを身に付けたり、より適切な方法を学ぶ過程を支援しています。しかし、それを踏まえていても、利用者が不穏になり大きな声を上げる、物を叩いて大きな音を出すなど、その場にいた職員の心情は穏やかではありません。不安な中で支援することはストレスにもなり、良い支援ができないことにつながります。

よって、心のケアは利用者・職員にとっても大変重要となります。はばたき・ひなた寮の職員に身体と心のケアはどうしているのか聞いたことがあります。身体のケアは、ゆっく

り休養を取る、マッサージへ行く、食事をしっかりとる、心のケアは、旅行に行く、楽しいことを考える、おいしい物を食べるといった話が聞かれました。人それぞれのケア方法があることがわかります。

なお、国立のそみの園では職場内での心理的ケアに下記の取り組みを行っています。

#### ① ピアカウンセリング

はばたき・ひなた寮では、職員の心のケアとしてピアカウンセリングを行っています。ピアカウンセリングとは、同じような立場や悩みを抱えた人たちが集まって、同じ仲間として相談し合い、仲間同士で支え合うことを目的としたカウンセリングのことです。はばたき・ひなた寮から異動した女性職員が、はばたき・ひなた寮職員から利用者支援・職場環境・職員関係などをテーマに話を聞く機会を設けています。同性同士での話し合いとするため、現状は女性職員が対象となっています。

#### ② 心理面談

診療部の心理士による職員への心理面談を行っています。心理面談は全職員が対象になり話を聞いてもらう場を作り、心理的ケアを行っています。心理面談を行った後は、気持ちが楽になった、また頑張れるなどの言葉が聞かれます。

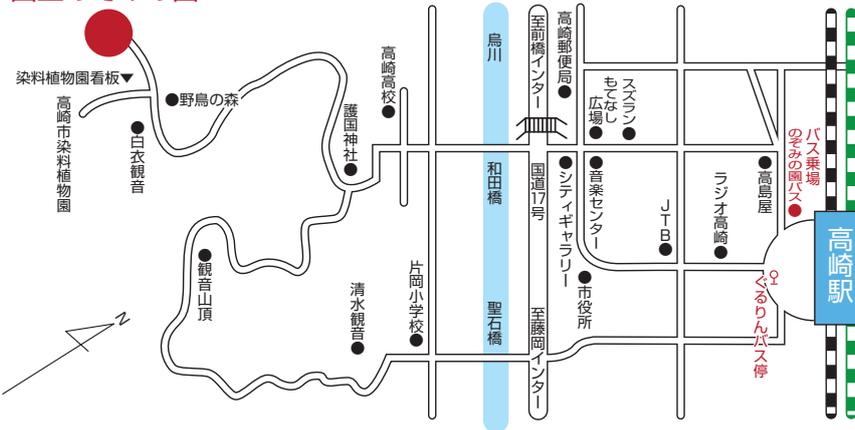
### Ⅳ. 最後に

利用者は個人の特性や、趣味嗜好などがあり支援方法は様々です。コミュニケーションが苦手うまく伝えられないなど、困っていることは必ずあります。うまくいかなかったことや失敗したことを責めるのではなく、職員と一緒に考え、より良い答えを一緒に導き出すことが利用者支援にとって必要なことになっています。

我々職員も困っていますが、それ以上に利用者も困っていることを理解し支援していきたいと思います。

## 国立のぞみの園へのアクセス

### 国立のぞみの園



### 1 タクシー利用

所要時間【JR高崎駅（西口）より約15分】

### 2 バスの利用

①市内循環バス「ぐるりん」 乗り場8番

- ・系統番号13：JR高崎駅（西口）乗車～「国立のぞみの園」下車
- ・系統番号14：JR高崎駅（西口）乗車～「国立のぞみの園」下車

所要時間【約30分】

②のぞみの園定期バス（利用者優先）

所要時間【JR高崎駅（西口）より約25分】

## ニュースレター

令和5年1月1日発行 第75号（年間4回（4月・7月・10月・1月）1日発行）

平成16年8月20日創刊

編集／独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

制作／上武印刷株式会社

〒370-0865 群馬県高崎市寺尾町2120番地2

TEL.027-325-1501（代表） FAX.027-327-7628（代表）

ホームページ <https://www.nozomi.go.jp/>

E-メール [kouhou@nozomi.go.jp](mailto:kouhou@nozomi.go.jp)

